

後期高齢者医療制度のお知らせ 『保険料の軽減範囲の見直しについて』

■ 保険料軽減範囲(均等割 2 割・5 割軽減)が拡大しました

【平成26年度まで】

【平成27年度より】

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯		所得が次の金額以下の世帯
5 割軽減	33万円＋（24万5千円×世帯の被保険者数） ※単身世帯の方も該当します	➡	33万円＋（26万円×世帯の被保険者数） ※単身世帯の方も該当します
2 割軽減	33万円＋（45万円×世帯の被保険者数）	➡	33万円＋（47万円×世帯の被保険者数）

■ 今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

例 1）単身世帯の場合

例 2）夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金 収入例	均等割軽減		所得割 軽減	平成27年度	前年度比	夫の年金 収入例	区分	均等割軽減		所得割 軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新年度						前年度	新年度			
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減	218万円	夫妻	2割	5割	—	94,100円	15,400円減
							妻			—	25,700円	15,400円減
214万円	—	2割	—	105,300円	10,300円減	262万円	夫妻	—	2割	—	155,800円	10,300円減
							妻			—	41,100円	10,300円減

■ 保険料の軽減について

①均等割の軽減【世帯の所得に応じて4段階軽減】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9 割軽減
33万円	8.5割軽減
33万円＋（26万円×世帯の被保険者数）	5 割軽減
33万円＋（47万円×世帯の被保険者数）	2 割軽減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が 58万円以下の方	5 割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

◆ 保険料の計算方法（平成27年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。また、年度途中で加入した場合は、加入した月からの月割計算となります。

均 等 割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得－33万円) × 10.52%	=	1 年間の保険料 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	---------------------------------

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

上ノ国町役場

住民課戸籍保険グループ